主要地方道郡家鹿野気高線	道の駅「西いなば　気楽里」の自動車駐車場	鳥取県鳥取市
主要地方道萩津和野線	道の駅「津和野温泉なごみの里」の自動車駐車場	島根県鹿足郡津和野町
主要地方道仁摩邑南線	道の駅「ごいせ仁摩」の自動車駐車場	島根県大田市
主要地方道浜田八重可部線	道の駅「舞ロードＩＣ千代田」の自動車駐車場	広島県山県郡北広島町
主要地方道徳島引田線	道の駅「いたの」の自動車駐車場	徳島県板野郡板野町
主要地方道鳴門池田線	道の駅「みまの里」の自動車駐車場	徳島県美馬市
主要地方道観音寺池田線	道の駅「たからだの里さいた」の自動車駐車場	香川県三豊市
主要地方道筑紫野三輪線	道の駅「筑前みなみの里」の自動車駐車場	福岡県朝倉郡筑前町
主要地方道南関大牟田北線	道の駅「おおむた」の自動車駐車場	福岡県大牟田市
主要地方道八女香春線	道の駅「おおとう桜街道」の自動車駐車場	福岡県田川郡大任町
主要地方道武雄福富線	道の駅「しろいし」の自動車駐車場	佐賀県杵島郡白石町
一般県道五十七号竹田犬飼線	道の駅「あさじ」の自動車駐車場	大分県豊後大野市
旭市道一―〇五九号線	道の駅「季楽里あさひ」の自動車駐車場	千葉県旭市
南足柄市道塚原・班目線	道の駅「足柄・金太郎のふるさと」の自動車駐車場	神奈川県南足柄市
佐久市道二十五ノ三号線	道の駅「ヘルシーテラス佐久南」の自動車駐車場	長野県佐久市
河内長野市道宮の下線	道の駅「奥河内くろまろの郷」の自動車駐車場	大阪府河内長野市
高根沢町道四百三十四号線	道の駅「たかねざわ元気あっぷむら」の自動車駐車場	栃木県塩谷郡高根沢町
神崎町道新町松崎線	道の駅「発酵の里こうざき」の自動車駐車場	千葉県香取郡神崎町
睦沢町道一級山田谷芝原線	道の駅「むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷」の自動車駐車場	千葉県長生郡睦沢町
下仁田町道二千六十五号線	道の駅「しもにた」の自動車駐車場	群馬県甘楽郡下仁田町
上野村道上野千三十号線	道の駅「上野」の自動車駐車場	群馬県多野郡上野村
川場村道門前萩室線	道の駅「川場田園プラザ」の自動車駐車場	群馬県利根郡川場村
川場村道赤羽線	道の駅「川場田園プラザ」の自動車駐車場	群馬県利根郡川場村
川場村道屋原大原線	道の駅「川場田園プラザ」の自動車駐車場	群馬県利根郡川場村
川場村道田園プラザ中央線	道の駅「川場田園プラザ」の自動車駐車場	群馬県利根郡川場村
昭和村道森下赤城原線	道の駅「あぐりーむ昭和」の自動車駐車場	群馬県利根郡昭和村
町道ＫＢ―三百三十五号線	道の駅「織姫の里なかのと」の自動車駐車場	石川県鹿島郡中能登町

○国土交通省告示第六百二十三号

岡南飛行場の施設の変更を許可したので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年五月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　空港の名称及び位置　岡南飛行場　岡山県岡山市

二　変更しようとする事項（変更前の事項については、昭和三十六年運輸省告示第百五十号、昭和三十七年運輸省告示第三百六十九号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十八号を参照。）

イ　標点の位置　北緯三十四度三十五分二十七秒　東経百三十三度五十五分五十九秒　標高マイナス〇・四メートル

ロ　着陸帯

範囲　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ千三百十九メートル、幅八十メートル）

ハ　進入区域、進入表面、水平表面及び転移表面

(1)　進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

(2)　進入表面　第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ三十分の一の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

(3)　水平表面　第二図のうち、空港の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径千八百メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

(4)　転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

三　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和十三年三月三十一日